

通学路改善要望について

I 一年の流れについて

【通学路点検の目的】

亀山市では、子どもたちがより安全安心に通学できるよう、毎年、各校（園）PTAと地元自治会から安全対策を要する箇所について、各学校（園）へ要望を提出していただき、教育委員会、道路管理者（三重県、亀山市）、警察署、学校、PTA等で合同点検を実施し、現地を確認しながら安全対策を協議検討しています。

通学路点検については、下記の流れに沿って行われます。

3・4・5月 〈通学路要望該当箇所の検討〉

改善、修繕が必要と思われる箇所を、自治会・学校（園）・PTA等で検討し、共通認識として情報共有を図ってください。

- 地域、保護者（PTA）、学校（園）職員連携による通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を行います。
- 通学する児童・生徒の人数においては、通学路等に利用する時間帯の交通量を勘案し、地権者等のご理解を十分考慮の上、検討してください。
- 他の道路要望とは重複の無いよう、十分に整合してください。

6月 〈通学路要望書類の提出〉

学校は手続きとして点検結果をもとに、自治会・学校との了承を得た上で改善要望書（地域代表（自治会長）、各学校（園）PTA代表、各学校長（園長）署名または捺印）を作成し、市教育委員会に提出します。

- ※提出の際には、次の点にご留意ください。
- 要望書の宛先においては、対象が県道の場合は「鈴鹿建設事務所長」、市道の場合は「亀山市長」、横断歩道・道路標識・信号機の場合は「亀山警察署長」にて記載してください。なお、ご不明の場合は、教育総務課にお問い合わせください。
- 要望の提出にあたり、内容をよく把握していただき、過去に提出済のものであれば当時の回答内容を踏まえた要望としてください。
- 要望にあたっては、要望内容に関係する自治会及び対策要望箇所が属する自治会の双方から必ず同意を得て、記入してください。
- 地図が薄く、コピーすると見づらく現地確認ができない恐れがあるため、濃くしてください。

7月（随時） 〈通学路安全対策関係者連絡会の開催〉

教育委員会で要望の整理をし、合同点検の前に県・警察・市道路管理者・市教育委員会等が参加する通学路安全対策関係者連絡会を開催します。要望の内容把握をする
とともに対策案を検討し、意見交換を行います。合同点検後も必要に応じて開催し、
通学路要望の予算要求や施工に向けた検討を行います。

なお、年度内の予算で対応できるものは、年度内に対応しています。

8月 〈通学路合同点検の実施〉

改善要望書をもとに、通学路安全対策関係者連絡会において現地確認が必要と判断
した要望箇所を、地域代表、各学校（園）PTA代表、学校、警察、道路管理者、教
育委員会等で合同点検を実施し、危険要因や代替方法の有無を確認します。あわせ
て、実施に向けての課題やその解決について意見交換を行います。（例年は8月第1
週目に行っています。）

※点検時に要望を出した経緯理由を聞き取ります。各学校（園）PTAもしくは学校
職員等点検に参加される方は必ず経緯や理由を把握していただきますようお願いし
ます。また、点検当日に現場にて要望内容等のご説明をお願いします。

12月 〈通学路要望の回答及び公表〉

警察、県等を含め関係機関で総合的に検討した結果を、市PTA連合会評議員会や
ホームページ等で回答・公表します。

※留意事項

- 通学路要望においては、市通学路交通安全プログラムをもとに、要望→点検→対策
→確認という年度を通したプロセスを踏んで行うものであることから、国・県・市
に対する道路要望としては、優先度が高くなります。要望書をご提出の際は、必
ず、自治会・各学校（園）・各学校（園）PTA等で情報の共有を行ってください。
- 通学路要望の提出は、**要望書の内容の精査をするため、今年度（令和7年度）から
6月中旬（昨年6月末）**となります。細かな日程については、市PTA連合会事
務局を通じて通達しますが、前年度役員から検討を始めてもらう等工夫していただ
き、**期限厳守**をお願いします。
- 学校長が指定する通学路に該当していない道路におきましては、当プログラムの要
望には当てはまりません**ので、通学路であることをよく確かめた上で、ご提出くだ
さい。
- 通学路に関しての要望は、様々なプロセスを経て実施することから、この機会での
みの受付とさせていただきます。期限を超えてからの要望には原則お受けすること
ができません。

Ⅱ 通学路改善に係る要望書の作成について

(1) 提出文書について 【様式】

指定の記入用紙に必要事項を記入してください。

(2) 作成の方法について

- ① 昨年度の要望事項への回答や過去を踏まえて今年度の要望事項を検討してください。記入するときは、朱書きの注意事項を参考にしてください。
- ② PTA会長と自治会長（要望箇所の自治会から必ず）の署名または押印をしてください。
- ③ 過去に要望し、実現不可としたものについては、当時と通学状況や交通状況が大きく変わった場合のみ再度要望書を提出できます。その場合、「〇年度要望した場所」と記入してください。
- ④ 裏面「位置図」について
 - ・地図・・・要望箇所の位置を確認するため（資料作成時にコピーするので、薄くならないようにしてください）
 - ・写真・・・現場の現状を把握するため
 - ・通園園児、通学児童・生徒数（わかる範囲で結構です）
・・・利用状況を把握するため
- ⑤ 校区が重なる小中学校・園で、同一の要望になるときは、連絡を取り合って連名で要望書を作成してください。ただし、連絡調整が難しい場合は、重なっていても可とします。
※この場合は、申請者は関係 PTA 会長名の連名とし、次に関係自治会長の順に記入してください。（記入例参考）また、一番上に記名のある PTA 会長に代表して回答いたします。
- ⑥ 要望書のあて先について
➡「交通安全プログラムによる通学路改善ガイドライン」を参考にしてください。

⑦ 合同点検に関して

今年度から、上記のとおり合同点検については通学路安全対策関係者連絡会において現地確認が必要と判断した箇所に限るため、要望書には、改善箇所、改善内容、改善理由等を要望書のみでしっかりと把握できるように作成をお願いします。

※ 提出期限等

期限：6月16日（月）まで

（期限厳守です。守れない場合は今年度のプログラムに反映できない場合がありますのでご理解ください。）

提出方法：改善要望書については、学校を通して用紙は、市教育委員会等へ（逡送便等で、幼稚園→子ども政策課 小・中→教育総務課）データについては、庁内パソコンの職員共有フォルダ⇒061 教育委員会事務局⇒999 教育委員会共有⇒【P 連事務局】⇒616×切 通学路改善要望 に提出してください。